

松山商業高等学校高台教棟照明器具取替修繕業務仕様書

この仕様書は、松山商業高等学校高台教棟照明器具取替修繕業務について規定する。

1 業務名

松山商業高等学校高台教棟照明器具取替修繕業務

2 業務内容

整備内容及び数量は設計書のとおりとする。

※詳細は設計書のとおり

3 業務期間

契約締結の翌日から令和6年2月29日（木）まで

4 実施要領

- (1) 受託者（以下、乙という。）は、契約書をよく確認し、業務内容について甲と事前に協議の上、施工方法等の詳細を決定すること。
- (2) 乙は、業務に必要な器具の調達や人員の確保等を適切に行い、施工にあたっては安全に細心の注意を払うとともに、可能な限り、学校の教育活動に影響を与えないよう配慮すること。

5 支給品

なし

なお、消耗品、雑材料、工具、その他業務に必要な器材、物品等は乙で調達すること。

6 一般事項

- (1) 業務は、必要に応じ甲の立会を受けて実施すること。
- (2) 業務の実施については、乙は甲の教育活動に支障のないよう事前に甲と協議し、承認を得るものとする。
- (3) 業務が計画期間内に完了しないときは、甲の承諾を得て期間を延長するものとする。
- (4) 本仕様書の内容に疑義が生じたときは、甲と協議のうえ実施する。

7 保証

業務完了後、この業務に起因する不具合が生じた場合は、乙は速やかに無償修復を行うこと。

8 特記事項

この仕様書に記載されていない事項であっても、軽易な作業で施設の管理保全及び事故防止上、甲が必要と認めた作業は、契約金額の範囲内においてこれを実施するものとする。